

社会経済史学会

Vol.88, No.3

2022

論 説

●水野敦洋●

日本の都市雑貨工業と地域経済の持続的発展
両大戦間期兵庫県神戸市におけるマッチからゴムへの転換を事例に

●伊藤 悠●

近世後期から明治期における薪炭林の資源管理

研究ノート

[書評論文]

●斎藤 修●

中世日本はどのような意味で核家族社会だったのか
地縁共同体・親族集団・屋敷地

書 評

社会経済史学会

目 次

追悼文

- 関口尚志先生を偲ぶ 馬場 哲 3

論 説

- 日本の都市雑貨工業と地域経済の持続的発展
——両大戦間期兵庫県神戸市におけるマッチからゴムへの転換を事例に—— 水野 敦洋 5
近世後期から明治期における薪炭林の資源管理 伊藤 悠 29

研究ノート

- [書評論文]
中世日本はどのような意味で核家族社会だったのか
——地縁共同体・親族集団・屋敷地—— 斎藤 修 51

書 評

- 岩橋 勝 編著『貨幣の統合と多様性のダイナミズム』 東野 将伸 67
関口定一 著『ホワイトカラー雇用史序説
—20世紀アメリカの企業社会—』 南 修平 70
鎌倉夏来 著『研究開発機能の空間的分業
—日系化学企業の組織・立地再編とグローバル化—』 岡室 博之 74
中兼和津次 著『毛沢東論—真理は天から降ってくる—』 梶谷 懐 77
中野智世・木畑和子・梅原秀元・紀 愛子 著
『「価値を否定された人々」
—ナチス・ドイツの強制断種と「安楽死」—』 永岑三千輝 81
- 沢井 実 著『技能形成の戦後史—工場と学校をむすぶもの—』 島西 智輝 84
高柳友彦 著『温泉の経済史—近代日本の資源管理と地域経済—』 岩間 剛城 87
吉澤誠一郎 著『愛国とボイコット—近代中国の地域的文脈と対日関係—』 今井 就稔 90
内田知行・権 寧俊 編『アヘンからよむアジア史』 古泉 達矢 93
森本幾子 著『幕末・明治期の廻船経営と地城市場
—阿波国撫養山西家の経営と地域—』 高橋 周 95

中野智世・木畠和子・
梅原秀元・紀 愛子 著

『「価値を否定された人々」
—ナチス・ドイツの強制断種と「安楽死」—』

永岑 三千輝

宗教、人種、民族、ジェンダー、階層、信条などに関わりなく、個々の人間の尊厳・価値を普遍的に尊重し保障しようとする普遍的人権（universal human rights）は、1948年の世界人権宣言で定式化された。それはまさにその逆の民族差別、人種差別、宗教差別、結社等の自由を徹底的に抑圧したファシズム・ナチズムとの闘いに勝利する中で具体化されたものであった。しかし、第二次世界大戦の悲劇を経て国際連合憲章に結実した国際平和実現の諸理念も、最近のロシア・プーチン政権によるウクライナ侵攻にみられるように、踏みにじられる経験を人類は積み重ねてきた。ウクライナの悲惨な状態を見る中で、いま改めて国連憲章の諸理念の実現のために何をなすべきかが、世界・人類に問いかけられている。こうした大きな問題群のなかで、「価値を否定された人々」に対する強制断種や安楽死の問題も考えていく必要がある。そのためには、実証的歴史研究が重要な役割を果たすと思われる。本書もその歴史科学的営為の良質な成果であり、この問題での最新必読文献である。

本書はタイトルが示す通りナチ体制の人権無視の民族主義的人種主義的差別に関する研究である。強制断種と「安楽死」がいかにして可能となったのか、その歴史的文脈が解明されている。強制断種と「安楽死」をヒトラー個人や優生思想の広がりといった単純な原因論で説明することを批判する。ナチ支配やそれが発動した戦争の状況、計画策定から実行へのプロセスを広く見渡し、複雑な歴史の様相を解きほぐしている。

問い合わせは明確である。人間を価値づけ、「価値の低い」「価値のない」人々、あるいはその子孫を排除するという思想はいつどこから生じたのか、それが実行に移されることになった契機は何か、政治体制や社会・経済的状況は事態の展開にどのような影響をおよぼしたのか、イニシアティヴを握って計画を策定し、実行に関わったのはどのような人々だったのか、ターゲットになる犠牲者はどのように想定さ

れ、計画実行のためにいかなる手続き・方法がとられたのか、実際に犠牲となったのはどのような人々で、彼らの経験はいかなるものだったのか、犠牲者の家族や遺族はどのように対応したのか、またそうした措置が準備され進められる中で、抵抗する人々や歯止めになるものは存在しなかったのか、と。

本研究に結実した課題意識も明確である。ホロコーストと違って、戦後「長らく忘れ去られたままの」問題だった強制断種と「安楽死」を最近の研究の到達状況を踏まえて解明しておく必要があると。本書によれば、強制断種の被害者が沈黙を破って声を上げたのはようやく80年代で、「安楽死」犠牲者がナチの不正による犠牲者として公式に追悼されたのはつい最近の2017年になってからのことだったという。日本でも、優生保護法（1948～1996）のもとで行われていた障害者の強制不妊手術、その背景にある優生思想に厳しい批判が向けられ、被害者とそれを支える市民運動などの長期の広汎な努力で法律が改正され、裁判闘争が行われたことはいまなお記憶に新しい。その意味で、ナチス時代の断種や安楽死の問題は、現在のわが国でも直視し熟慮すべき重要な歴史的教訓の素材といるべきであろう。その意味で戦後から現在にいたる日本の状況に対する批判的歴史研究ともいえるだろう。

第一章 優生学とナチス・ドイツの強制断種手術 木畠和子

この章は、80年代に早くも「安楽死」問題を「医学の犯罪」として研究対象とした木畑による論考である。強制断種の背景となった優生学について、ドイツにおける優生学の確立と展開を跡づけ、ナチ政権成立後すぐに制定された「遺伝病子孫予防法」(いわゆる断種法)に基づいて行われる強制断種の実態を解明している。法的措置として行われた強制断種の場合、極秘裏に行われた「安楽死」とはちがっていること、その方法、手続き、決定、手術実施に至るまでのプロセスが明らかになっている。

優生思想・優生学は、自由主義者、社会主義者などをはじめとする、さまざまな政治的立場の人間に支持されてきた極めて幅広い性格を持ち、20世紀初めにはユダヤ教の宗教的指導者ラビにもかなりの熱意を持って受け入れられていたという。戦後日本における旧優生保護法の長期的生命力にはまさにこのような背景があったとみるべきであろう。ワーマール期に優生学が「共和国の健康、福祉、社会政策の核」となっていったという。その流れの中で優生学の急進化が起きる、強制断種への「急転回」の

評

契機は大恐慌であった。優生学が人種主義と直接的に結び通いるのはナチ時代の優生政策の進展の中ににおいてであった。

被害者へのインタビューも含めた実証的研究の密度と高い水準を示す詳しい叙述を通じて、いかに様々な基準で40万人もの断種が行われたかを知ると、改めてナチ体制（それを支えた遺伝学者・医者などこそ野は広い）の民族主義・人種主義の非人間性、非科学性、人道的犯罪性に圧倒される。さらに暗澹たる思いにさせられるのは、戦後も、優生学的措置の必然性が支持され、「ドイツ精神医学の伝統が優生学支持を続けていた」とこと、優生学自体を批判する見解や動きがでてきたのが1970年代だったということである。

第二章 「安樂死」という名の大量虐殺 梅原秀元。

この章では、強制断種よりも過激な措置、その人の存在自体を消滅させる措置、すなわち「生きる価値の無い者」とされた人々の「安楽死」殺害について、その構想から実施までの概要、ナチ期独特の急進化の過程を明らかにしている。

まず、本来は「良い死」、「美しい死」を意味する「安楽死」という言葉の内容が古代ギリシャ、中世ヨーロッパ、近代ヨーロッパで時とともに変化し、遂にはニーチェの『ツヴァラストラはかく語りき』(1883～85)、『偶像の黄昏』(1889)の思想を経て19世紀末以降、病者や弱者の殺害を許容するものへと転じていく筋道を説く。第一次世界大戦後、20年代に法学者や精神医学者が、「死を待つだけ」の患者や精神疾患の患者を死なせることを肯定する議論を展開し、脚光を浴びることになった。安定しない政治・経済・社会の状況と関連しつつ法学・法曹界と医学界で賛否が割れていたようであるが、ここでもナチスの「安楽死」殺害の前提条件が厳然として形成されていたことは確認できる。

強制断頭がナチ体制下で盛んに行われた時期は平時であった。これに対し、「安楽死」大量殺害は侵略戦争の火蓋がきって落とされるとともにであった。そのための法律が制定されることなく、ポーランド侵攻開始とともに極秘裏に始められた。「生きる価値の無い者」の組織的大量殺害として有名なT4作戦は、その停止も、ヒトラーの口頭命令（41年8月24日）によるものであった。その間におよそ7万人が殺害された。その停止後も、敗戦まで「精神疾患」の患者や「障害者」の殺害が続けられた。しかし、T4作戦は「安楽死」のあくまで一部であ

った。それに先立って戦争への危機状況深刻化の環境で始められた「子どもも安楽死」、各地の精神病院主導で行われた患者殺害、戦闘行為に伴う敵地での患者殺害などさまざまな殺害が組み合わさった複合的作戦が戦時下ともなると総力戦の全般的困窮化——空襲の激化、主要都市市民の病床確保の必要性とその困難性などの軋轢——と相まって「秘密裏に」展開された。効率的な殺害方法が検討され、一酸化炭素ガスが選ばれた。殺害対象の選別は40人ほどの医師によるずさんな「鑑定」に基づいて行われた。結果、およそ30万人の精神疾患の患者や障害者、さらには結核患者や高齢者などが「生きる価値のない命」と判定され犠牲にされた。

第三章 「安楽死」の犠牲者——バイエルン地方のある精神病院の事例から 中野智世。

本来なら治療や療養の場、あるいは終の棲家であったはずの病院や施設が、なぜ、どうして殺害の場となったのか。本章では「バイエルンで一番の専門病院」、公立エグルフィングーハール精神病院を事例として、誰が対象となり犠牲者となったか、彼らの生死を分けたものが何かを具体的に検討している。検討対象は、疾患名や病状、治癒の見込み、労働能力、教育可能性、人種、性別、年齢、家族・親族との関係、病院内での「素行」などである。すでに1933年のナチの政権掌握以前から福祉予算削減、経営効率化のための人員削減・従業者労働条件の切り下げなど「患者にとって次第に危険な場」となりつつあった。ナチ期になるとこの状況はますます深刻となった。患者数急増にもかかわらず、病者や障害者を「共同体の重荷」とみなす体制のもと、「価値の低いもの」に回される人的資源が削減される一方となった。病院経営は厳しさが増し、遂には第二次大戦下の厳しい生活諸環境のなかで「安楽死」が日常の光景となっていく。1939年11月、ナチ党员で人種主義者と優生学の信奉者であった院長は、病院の経営状況を好転させるのにふさわしい「真の経費削減策を提示」した。生きる価値のない生命の医療的ケアに関して、「選別除外という最終結論が導き出されるのは必然」と。この基本方針の下で「安楽死」が遂行される。選別においては労働能力、院内での様子、家族との関係などが基準になる。ガス殺を行うのだが、その死因、死亡日、場所などについてのさまざまの偽装が、精神病院の選別実態を通して剔抉される。最後に、犠牲者の経験と家族とのやり取り、具体的なライフヒストリーを素材にして個人を襲った「生の破壊」が描かれる。正材にして個人を襲った「生の破壊」が描かれる。正

常な批判的人間が精神病院に入れられ、殺害されるに至る叙述など、迫力があって引き込まれる。しかも、こうした犠牲者の実態は「近年ようやく掘り起された」とことなのである。その最新情報が紹介されているわけである。

第四章 強制断種と「安楽死」の過去に対する戦後ドイツ 紀愛子

ナチ体制崩壊直後のニュルンベルク継続裁判で裁かれたのは「安楽死」全体を統括する命令系統の少數の上層部だけであった。しかもこの裁判で重点が置かれていたのは、強制収容所で行われた人体実験であった。「安楽死」の関与者に対しては西側占領地区および建国後の西ドイツにおいて総計30件の刑事訴訟手続きが行われ、判決が下された。初期の裁判においては医者と看護婦など被告人に対して厳しい判決が下された。しかし、冷戦体制下、多数の犠牲者を生み出した断種手術や「安楽死」殺害の実行者たちに対する責任追及は十分に行われなかった。徐々に被告人に対し有利な方向へと裁判の基準が変化していった。多くの裁判で無罪判決が下されるようになつた。ナチ犯罪に対する追及そのものが停滞した。

この環境下、ドイツ医学界において長く「沈黙が支配」した。いやむしろナチ体制期医療犯罪に光を当てることは「ドイツ医学に対する信頼を大きく損なうもの」として50年代までタブー視され、抑圧された。医学界の上層部にも、「安楽死」に関わった医師や元ナチ党員が「君臨し続けた」。数少ない裁判記録は刊行から数十年に渡り、その存在を黙殺された。この状況を打破し始めるのが精神科医クラウス・デルナーであった。彼は60年代末の学生運動ともかかわり、精神医療の在り方に疑問を持ち、ナチ体制下の医学の批判的解明を行った。彼は70年「改革派の精神医学者たち」と「ドイツ社会精神医学協会」を設立した。79年放映され「実質的視聴率59%を記録」したアメリカ・テレビ映画「ホロコースト」が与えた社会的影響は大きく、80年代から少しずつ強制断種や「安楽死」に関する歴史研究が本格化した。被害者に対する戦後補償が提起され、運動の成果として補償が開始され、かつての「安楽死」殺害施設における記念碑・記念館の設立などが進められた。こうした現在進行中のさまざまの取り組みが概観されている。

最後に、こうした「容易ならぬ過去」との対話を模索するドイツの取り組みからどのようなことが考えられるか、現在のわれわれに投げかけられている

書評

問題が提示されている。障害者施設や精神病院での迫害・大量殺害がニュースになる現代日本の問題を深く総合的に考える素材を提供してくれる刺激的で貴重な歴史研究書である。

(新評論, 2021年10月, 330頁, 3,000円+税)